

議案第 55 号

逗子市と鎌倉市との可燃ごみの焼却処理の事務委託に係る協議について

鎌倉市の可燃ごみの焼却処理に関する事務の管理及び執行を逗子市が受託するに当たり、別紙のとおり鎌倉市と協議することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

(提案理由)

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、本市の焼却施設での鎌倉市の可燃ごみの焼却処理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づく事務委託を受けるため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により提案する。

逗子市と鎌倉市との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 鎌倉市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、可燃ごみの焼却処理（焼却処理後の焼却灰の処理を含む。）に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を逗子市に委託する。

2 前項の可燃ごみの焼却処理に係る委託量は、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、別表に掲げる鎌倉市焼却処理委託量のとおりとする。ただし、同委託量は、各市町において排出される可燃ごみの量に応じて変動するため、その上限は、毎年度逗子市焼却可能量を超えない範囲内において逗子市長及び鎌倉市長が協議して定める。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、逗子市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）で定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に関する経費（以下「経費」という。）は、鎌倉市の負担とし、経費の額及び納付の時期は、逗子市長が鎌倉市長と協議して定める。この場合において、逗子市長は、あらかじめ、経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を鎌倉市長に送付しなければならない。

（予算の計上）

第4条 逗子市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、逗子市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第5条 逗子市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を鎌倉市長に通知するものとする。

（経費の調整）

第6条 各年度における経費に対し、鎌倉市が逗子市に納付した額に過不足があるときの経費の調整は、翌年度の鎌倉市の納付額において行うものとする。

（連絡会議）

第7条 逗子市長及び鎌倉市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るた

め、必要の都度連絡会議を開くものとする。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第8条 逗子市長は、委託事務の管理及び執行について適用される逗子市の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合においては、あらかじめ鎌倉市長に通知しなければならない。

2 逗子市長は、委託事務の管理及び執行について適用される逗子市の条例等の制定、改正又は廃止がされた場合においては、直ちに当該条例等を鎌倉市長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、鎌倉市長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（規約内容の見直し）

第9条 別表に掲げる逗子市焼却可能量の範囲内において、鎌倉市の可燃ごみ全量の処理が可能となった場合には、逗子市長と鎌倉市長との協議により、この規約を見直すことができることとする。

（その他）

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、逗子市長及び鎌倉市長が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

（条例等の公表）

2 鎌倉市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する逗子市の条例等が鎌倉市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

別表（第1条、第9条関係）

	逗子市・葉山町 焼却量	鎌倉市焼却処理 委託量	焼却量合計	逗子市焼却可能量
令和 7 年度	11,086t	8,914t	20,000t	20,000t
令和 8 年度	10,727t	9,273t		
令和 9 年度	10,380t	9,620t		
令和 10 年度	10,041t	9,959t		
令和 11 年度	9,935t	9,855t	19,790t	
令和 12 年度	9,884t	9,811t	19,695t	

令和 13 年度	9,828t	9,791t	19,619t	
令和 14 年度	9,774t	9,723t	19,497t	
令和 15 年度	9,713t	9,679t	19,392t	
令和 16 年度	9,653t	9,636t	19,289t	

(備考：鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画 資料編資料 3 可燃ごみ焼却経費試算一部加工（令和 2 年（2020 年）8 月策定））